

第 34 号 議 案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	建築基準法 （昭和25年法 律第201号） 第6条第1項 （同法第87条 の4又は第88 条第1項若し くは第2項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定	建築確認申請 又は計画通知 手数料	(1) 床面積による 区分をしないも の ア 建築設備 （小荷物専用 昇降機を除 く。）	1件	13,000円	1	建築基準法 （昭和25年法 律第201号） 第6条第1項 （同法第87条 の2又は第88 条第1項若し くは第2項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定	建築確認申請 又は計画通知 手数料	(1) 床面積による 区分をしないも の ア 建築設備 （小荷物専用 昇降機を除 く。）	1件	13,000円
			イ 小荷物専用 昇降機	同	6,000円				イ 小荷物専用 昇降機	同	6,000円
			ウ 工作物	同	13,000円				ウ 工作物	同	13,000円
			(2) (1)及び(3)以外						(2) (1)及び(3)以外		

に基づく建築の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（2の項に掲げるものを除く。）

のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。

ア	30平方メートル以内	1件	8,000円
イ	30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	18,000円
ウ	100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	31,000円
エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	42,000円
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	66,000円
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	97,000円

に基づく建築の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（2の項に掲げるものを除く。）

のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。

ア	30平方メートル以内	1件	8,000円
イ	30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	18,000円
ウ	100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	31,000円
エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	42,000円
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	66,000円
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	97,000円

			キ 2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	同	231,000円				キ 2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	同	231,000円
			ク 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	同	335,000円				ク 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	同	335,000円
			ケ 5 万平方メートルを超えるもの	同	561,000円				ケ 5 万平方メートルを超えるもの	同	561,000円
		(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）						(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）		

第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）

ア 一戸建て住宅

(ア) 200平方メートル未満 1件 (2)の規定による金額に1万1,000円を加算した額

(イ) 200平方メートル以上 同 (2)の規定による金額に1万2,000円を加算し

第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）

ア 一戸建て住宅

(ア) 200平方メートル未満 1件 (2)の規定による金額に1万1,000円を加算した額

(イ) 200平方メートル以上 同 (2)の規定による金額に1万2,000円を加算し

					た額
			イ 共同住宅等	1 件	(2)の規定に
			（ア） 300 平方		よる金額に
			メートル未		2 万 1,000
			満		円を加算し
					た額
			（イ） 300 平方	同	(2)の規定に
			メートル以		よる金額に
			上 2,000 平		3 万 3,000
			方メートル		円を加算し
			未満		た額
			（ウ） 2,000 平	同	(2)の規定に
			方メートル		よる金額に
			以上 5,000		5 万 3,000
			平方メート		円を加算し
			ル未満		た額
			（エ） 5,000 平	同	(2)の規定に
			方メートル		よる金額に
			以上		6 万 9,000
					円を加算し
					た額
2～2の3 略					
3	建築基準法第	計画変更確認	(1) 床面積による		
	6 条 第 1 項	申請又は計画	区分をしないも		
	(同法第87条	変更通知手数	の		
	第 1 項、 <u>第87</u>	料	ア 建築設備	1 件	9,000円

					た額
			イ 共同住宅等	1 件	(2)の規定に
			（ア） 300 平方		よる金額に
			メートル未		2 万 1,000
			満		円を加算し
					た額
			（イ） 300 平方	同	(2)の規定に
			メートル以		よる金額に
			上 2,000 平		3 万 3,000
			方メートル		円を加算し
			未満		た額
			（ウ） 2,000 平	同	(2)の規定に
			方メートル		よる金額に
			以上 5,000		5 万 3,000
			平方メート		円を加算し
			ル未満		た額
			（エ） 5,000 平	同	(2)の規定に
			方メートル		よる金額に
			以上		6 万 9,000
					円を加算し
					た額
2～2の3 略					
3	建築基準法第	計画変更確認	(1) 床面積による		
	6 条 第 1 項	申請又は計画	区分をしないも		
	(同法第87条	変更通知手数	の		
	第 1 項、 <u>第87</u>	料	ア 建築設備	1 件	9,000円

条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査

(小荷物専用昇降機を除く。)			
イ 小荷物専用昇降機	同		4,000円
ウ 工作物	同		9,000円
(2) (1)以外のもの	1件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たもの(計画の変更が床面積の増加である場合にあっては、その増加する面積)を1の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応	

条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査

(小荷物専用昇降機を除く。)			
イ 小荷物専用昇降機	同		4,000円
ウ 工作物	同		9,000円
(2) (1)以外のもの	1件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たもの(計画の変更が床面積の増加である場合にあっては、その増加する面積)を1の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応	

				する金額					する金額		
4	建築基準法第7条第1項(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査(5の項に掲げるものを除く。)	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。) イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1件 同 同	17,000円 11,000円 12,000円	4	建築基準法第7条第1項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査(5の項に掲げるものを除く。)	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。) イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1件 同 同	17,000円 11,000円 12,000円
			(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件 同	20,000円(ただし、中間検査をしたものにあつては、16,000円) 26,000円(ただし、中間検査をしたものに				(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件 同	20,000円(ただし、中間検査をしたものにあつては、16,000円) 26,000円(ただし、中間検査をしたものに

			あつては、 23,000円)
ウ	100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	38,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 35,000円)
エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	43,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 40,000円)
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	59,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 55,000円)
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	80,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 76,000円)

			あつては、 23,000円)
ウ	100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	38,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 35,000円)
エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	43,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 40,000円)
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	59,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 55,000円)
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	80,000円 (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 76,000円)

キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	193,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 182,000円)
ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	282,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 268,000円)
ケ 5万平方メートルを超えるもの	同	493,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 474,000円)
(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物 (建築基準法施行規則(昭和25		

キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	193,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 182,000円)
ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	282,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 268,000円)
ケ 5万平方メートルを超えるもの	同	493,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 474,000円)
(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物 (建築基準法施行規則(昭和25		

				<p>年建設省令第40号) 第4条第4号ハに該当する場合(特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)は、床面積の合計に応じて、次の区分による。</p> <p>ア 30平方メートル以内</p>	1件	24,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、				<p>年建設省令第40号) 第4条第4号ハに該当する場合(特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)は、床面積の合計に応じて、次の区分による。</p> <p>ア 30平方メートル以内</p>	1件	24,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、
--	--	--	--	--	----	---------------------------------	--	--	--	--	----	---------------------------------

			メートルを超え2,000平方メートル以内		(ただし、中間検査をしたものにあつては、90,000円)				メートルを超え2,000平方メートル以内		(ただし、中間検査をしたものにあつては、90,000円)
			キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	227,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、216,000円)				キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	227,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、216,000円)
			ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	331,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、317,000円)				ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	331,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、317,000円)
			ケ 5万平方メートルを超えるもの	同	579,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、560,000円)				ケ 5万平方メートルを超えるもの	同	579,000円 (ただし、中間検査をしたものにあつては、560,000円)
5及び6 略						5及び6 略					
7	建築基準法第7条の6第1	検査済証の交付を受ける前		1件	120,000円	7	建築基準法第7条の6第1	検査済証の交付を受ける前		1件	120,000円

	項第1号及び第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の申請に対する審査	における建築物等の仮使用認定申請又は仮使用認定通知手数料			
7の2～50 略					
51	建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新の申請に対する審査	建築士事務所の登録又は登録更新の申請手数料		1件	19,000円

	項第1号及び第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の申請に対する審査	における建築物等の仮使用承認申請又は仮使用承認通知手数料			
7の2～50 略					
51	建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新の申請に対する審査	建築士事務所の登録又は登録更新の申請手数料	(1) 1級建築士事務所の場合	1件	15,000円
			(2) 2級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合	1件	10,000円

51の2 略

52	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料		1件	33,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、26,500円）
----	---	-------------------------	--	----	--

53～77 略

備考 略

51の2 略

52	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料		1件	33,000円
----	---	-------------------------	--	----	---------

53～77 略

備考 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。